

登別市議会パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市議会基本条例（平成23年条例第8号）第9条第1号に基づき実施するパブリックコメントに関して必要な事項を定め、登別市議会（以下「議会」という。）の公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の多様な意見を的確に把握し、意思決定に反映させることにより、「市民に軸足を置いた協働する議会」、「市民に開かれた議会」とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 議会が条例等の案を公表し、市民等から広く意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等の概要、提出された意見等に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(2) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に通勤又は通学する者

ウ 市内に事務所又は事業所を有するもの

エ 市に対して納税義務を有するもの

オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となるものは、次に掲げるものとする。

(1) 議員又は委員会の提出による条例の制定又は廃止

(2) 前号に定めるもののほか、特にパブリックコメント手続を実施する必要があると議長が認めるもの

(条例等の案の公表)

第4条 議会は、パブリックコメント手続を実施するときは、次に掲げる事項を記載した資料を添付して、相当の期間を設け、条例等の案を公表するものとする。

(1) 条例等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 条例等の案について理解を深めるために必要な事項

2 議会は、前項の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(公表の方法等)

第5条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) ホームページへの掲載

- (2) 議会事務局内での閲覧
- (3) 登別市役所、各支所、登別市民会館、登別市総合福祉センター、登別市立図書館、アーニス分館及び登別市市民活動センターでの閲覧
- (4) その他議長が必要と認める場所での閲覧

2 議会は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、議会広報紙への掲載の方法等を積極的に活用し、公表に努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 議会は、条例等の案の公表の日から起算して30日以上の間を設けて、意見等の提出を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 議会が指定する場所への書面提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他議長が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者氏名）、住所（法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地）、その他必要な事項を明記しなければならない。

(意見等の取扱い)

第7条 議会は、提出された意見等を公表し意思決定の反映に努めるものとする。

2 議会は、提出された意見等の概要、提出された意見等に対する議会の考え方等を公表するものとする。

3 提出された意見等が、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）第7条各号に規定する非公開情報に該当するときは、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

4 議会は、提出された意見等に対する個別の回答は、行わないものとする。

5 議会は、提出された意見等のうち、類似の意見等に対する議会の考え方等をまとめて公表することができるものとする。

6 第2項及び前項の規定による公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第8条 議会は、パブリックコメント手続を行った案件について、公表日、意見等の提出期間、問い合わせ先その他必要な事項を、随時ホームページに掲載するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必

要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。